

大学生・短大生のための 学研災付帯賠償責任保険 加入学生の皆様へ

学研災付帯賠償責任保険は、賠償責任普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款に基づく保険契約のペットネームです。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願い致します。

学研災付帯賠償責任保険の改定について

標記につきまして、平成20年4月1日以降補償内容を裏面のとおりに改定いたしますのでお知らせいたします。

つきましては、平成19年度以前に複数年度加入し、平成20年度以降も加入者である学生の方につきましても、何ら手続き等を行うことなく、改善後の補償内容を適用することといたします。

改定内容は
裏面をご覧ください。

学生生活を
応援します！

改定内容

平成20年4月1日以降

大学生・短大生のための
学研災付帯賠償責任保険
 加入学生の皆様へ

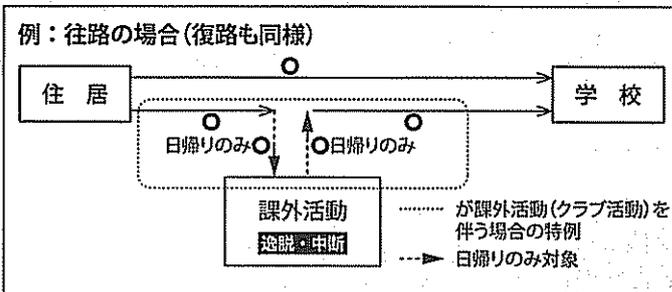
保険の内容

日本国内外(平成20年4月1日以降)において、保険期間中に学生が、正課、学校行事およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償金をてん補限度額の範囲内でお支払いします。

※往復中の範囲は、学研災の通学中等傷害危険担保特約の考え方(注1)によりますが、課外活動(クラブ活動)(注2)による逸脱・中断については、合理的経路に復した後は、往復中とします。また、正課、学校行事に参加することに合わせ、課外活動(クラブ活動)(注2)を行う場合は、日帰りに限り、その逸脱・中断中についても往復中に含めるものとします。ただし、課外活動(クラブ活動)(注2)中の事故は補償の対象となりません。

(注1)詳細は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

(注2)ここでいう「課外活動(クラブ活動)」とは、大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。(正課学校行事等の対象範囲は学研災に準じます。)



| 区分 | 対象となる活動範囲 | 補償内容 | |
|---|--|--|---|
| | | 平成20年3月31日まで | 平成20年4月1日以降 |
| Aコース 学研賠 学生教育研究賠償責任保険 | (医療関連学部・(学)科の実習を除く) 正課・学校行事及びその往復 (Bコースの対象範囲を含みます。) | | |
| Bコース インターン賠 インターンシップ・ 教職資格活動等 賠償責任保険 | インターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動およびその往復。但し、学校が、正課、学校行事、課外活動(注)として認めた場合に限る。 (臨床・看護等の医療関連全般の実習を除く) (注)ここでいう「課外活動」とはインターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体の管理下のクラブ活動をいいます。 | 対人賠償: 1名1事故1億円限度*1。 (免責金額*2. 5,000円) 対物賠償: 1事故250万円限度*1。 (免責金額*2. 5,000円) | 対人賠償と対物賠償を合わせて 1事故につき1億円限度*1。 (免責金額*2. 0円) 日本国内外の事故を担保 |
| Cコース 医学賠 医学生教育研究 賠償責任保険 | (医療関連学部・(学)科の実習を含む) 正課・学校行事およびその往復 (Aコースの対象範囲を含む) ※専門資格(医師免許、看護師免許等)を取得している学生の臨床実習・看護実習等の医療関連実習については①大学が正課として位置づけている医療関連実習であること、②被保険者が当該専門資格に関わる行為を業務(アルバイトも含みます)として行っていないこと、そして、③これらのことが大学から証明を得られること、の条件を満たした場合に限って対象となります。 | 日本国内の事故のみ担保 | |

*1. 生産物特別約款及び受託者特別約款に基づく保険金の支払いについては、上記1事故あたりのてん補限度額が保険期間中の限度額となります。

*2. 免責金額とは、自己負担額をいいます。

※今回の改定は、Lコースは対象外となります。

<支払われる保険金>

- ①損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費等)
- ②賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用
- ③求償権の保全・行使の費用などの損害拡大防止の軽減に必要なまたは有益な費用
- ④事故発生時の応急手当等の緊急措置費用(予め引受保険会社の同意が必要です。)
- ⑤引受保険会社の要求に伴う協力費用
- ①と②はあらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。

<示談交渉サービスについて>

示談交渉サービスは行いません。この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の

担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

<保険金の分担>

この保険契約と重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されますのでご注意ください。

<保険料領収前に生じた事故について>

保険料分損金を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

このチラシは学研災付帯賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)の2008年度改定概要についてご紹介したものです。保険の内容につきましては本学担当窓口にあります学研災付帯賠償責任保険の「パンフレット」あるいは財団法人日本国際教育支援協会のホームページ(<http://www.jees.or.jp>)に掲載されています。また詳細は、本学担当窓口に備付の保険約款によりますが、ご不明な点については、本学の担当窓口(学生課・厚生課・保健センター等)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

文部科学省所管

財団法人 **日本国際教育支援協会**

事業部共済課 ☎ 03-5454-5275

(平成16年度よりこの保険を(財)内外学生センターより引き継ぎました。)

【引受幹事保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

公務第二部 公務第一課 ☎ 03-5223-2607